

チャールス・リバー

行動倫理規範

当社のビジョン：世界有数の初期開発受託研究機関となる
当社のミッション：お客様が新薬を市場に届けるための支援をする

ジム・フォスターからのメッセージ

当社の継続的な成功は、ひとえに世界各地の事業における活動において倫理的なビジネス慣行の遂行に対する私たちの継続的かつ共通のコミットメントにかかっています。準拠法に記される条項とその精神ならびに最高度の倫理基準の順守により、お客様の期待に応え、優秀な人材を引き付け、株主の皆様にも価値をもたらすことができます。

チャールス・リバーの行動倫理規範には、当社の中心的価値観の説明、ならびに、会社のため、あるいは会社を代表して業務を行う私たち全員への要件と期待される行動についての概要が記載されています。さらに本行動規範には、私たちが正しい選択をするのに役立つ、誠実と説明責任を重視する社風を助長する、倫理とコンプライアンスのためのリソースの記載も含まれています。チャールス・リバーにとり最重要資産のひとつである当社の評判は、私たち一人ひとりがその価値の維持に共に努力することによって決まります。

本規範を注意深くお読みください。懸念事項がある場合、特定の状況における正しい行動が定かではない場合、あるいは当社の他の社員が規律違反をしていると疑う場合、そのままにせず率直に話してください。マネージャーまたは本規範に記載される他のリソースと、あなたの質問や懸念事項について話し合ってください。これらのリソースのひとつには、企業法務部内のコンプライアンス担当室が含まれます。

チャールス・リバーでは、最高の倫理基準に則った事業の運営が最優先されます。私たち全員の協力により継続的な成功が可能となります。私たち一人ひとりが、日々の行動を通じて、企業としての当社の在り方の決定に関与しています。チャールス・リバーを優れた企業にすることへの皆さんの献身的なご尽力に、さらに、当社の使命と価値観を成就するための継続的努力に深く感謝いたします。

Sincerely,



Charles River Laboratories International, Inc.

会長、社長兼最高経営責任者

ジェームス・C・フォスター

チャールス・リバーにおける取り組み..

安全で安心な環境で、尊厳、良識、敬意をもって協力しながら業務を遂行する

当社は、チームワークの精神を育てる安全で安心な労働環境を築くことにより、社員が最高の仕事をできるようにします。私たちは、責任あるプロフェッショナルな態度で行動し、尊厳、良識、敬意をもって同僚とビジネスパートナーに接します。

私たちが管理する動物、当社の顧客、社会の利益を第一に考えて行動する

私たちは、新しい治療法がより速く、よりよい費用効率で向上することを目的として、当社が管理する動物の人道的な扱いと利用、そして、お客様が医薬品の研究開発を促進・向上するためにまさに必要となるものに焦点を当てています。

業務上の取引全般における高潔さ

私たちは、常に会社の利益を中心に考え、チャールス・リバーのために全力を尽くさない行動をとりません。私たちは、顧客、潜在的顧客、公務員、あるいはその他のビジネスパートナーの決定に不正な影響を与えることを目的とした贈収賄やその他の手段を使用することはありません。

情報およびその他の資産を保護する

私たちは、チャールス・リバーの資産を責任を持って業務上の目的のために使用し、無駄、損失、損害を回避します。さらに私たちは、会社の資産を盗難や悪用から守り、顧客と他のビジネスパートナーから委ねられた資産を保護します。

国際事業における誠実さと透明性

私たちは、当社のグローバルな事業活動全体を通じ、誠実かつ透明に広報活動や、政府、競合他社、およびビジネスパートナーとの意思疎通を図ります。これは、当社の名声と事業の成功に欠かすことができません。

当社の倫理とコンプライアンスのためのリソース

私たちが正しい決定を下すために、チャールス・リバーでは数々のリソースを用意しています。チャールス・リバーにおける倫理とコンプライアンスに関する質問または懸念事項がある場合、以下までお問い合わせください。

- チャールス・リバーのマネージャー
- 現地の人事部または本社人事部
- 当社のコンプライアンス担当室
- 当社の法務顧問
- チャールス・リバー・ヘルプライン (iConnectからリンクあり)

特定の連絡先情報は本規範の最後の数ページに記載されています。本規範で参照している諸方針は、<http://iconnect.criver.com/compliancepolicies> からご覧いただけます。

目次

- 当社のビジョン。当社のミッション。
- ジム・フォスターからのメッセージ
- 当社規範と社員の責任
- 当社に行動規範がある理由は？
- 規範の対象者と対象地域は？
- 規範の利用方法
- 倫理とコンプライアンスのためのリソース：援助を求め、懸念事項を提起するには
- 規範への違反者に対する懲罰
- 報復禁止
- 安全で安心な職場で、尊厳、良識、敬意をもって協力しながら業務を遂行する
- 公平な雇用の推進 – 差別と嫌がらせの防止
- 安全、健全、安心な職場の推進
- 私たちが管理する動物、当社の顧客、社会の利益を第一に考えて行動する
- 当社が管理する動物に関する法律と政策の順守
- 動物の人道的な取扱い
- バイオセキュリティ
- 製品の品質
- 企業の社会的責任
- 業務上の取引全般における高潔さ
- 利益相反の回避
- 適切な贈り物と接待
- 贈収賄と腐敗の防止
- 取締役と役員を受託者義務
- 情報およびその他の資産を保護する
- 当社と顧客の専有情報と機密情報
- 個人のデータとプライバシー
- 情報とコミュニケーションのためのシステムと機器
- 正確な記録の準備と維持
- 知的所有権
- その他の会社資産
- 株式の取扱い：インサイダー取引
- あらゆる国際事業における誠実さと透明性
- 正確なコミュニケーションとソーシャルメディアの正しい使用により当社の評判を保護する
- 公正な取引と公正な競争
- 政府との契約
- 国際的な通商の規制、禁止、制限
- 政治活動、ロビー活動、および政府の照会と調査
- その他の情報
- 承認と再確認
- 改正と免責
- 倫理とコンプライアンスのためのリソース、および他の重要な連絡先
- 索引

当社規範と社員の責任

当社に行動規範がある理由は？

チャールス・リバーでは¹、新たな治療法を必要とする患者さんのため治療法の発見、初期段階での開発および安全な生産を向上・促進する必要性を正確に見極め、お客様に提供することに焦点を当てています。法的要件と誠実、安全、公正および高潔についての基準に順守することは、当社の成功の中核を成すものです。

チャールス・リバーの行動倫理規範（規範）では、事業に適用される数々の基本的規則と、建設的かつ倫理的な労働環境を維持するために私たちが共有する責任について説明されています。さらに、法の順守または倫理的な商行為に関する質問や懸念事項を提起する際に利用可能なリソースを挙げています。この規範を読んで理解した上で、日々の行動に適用してください。質問がある場合や正しい決定を下すためのガイダンスを要する場合には、規範を参照してください。

規範の対象者と対象地域は？

本規範は、チャールス・リバーのすべての社員、役員、そして取締役に適用されます。さらに当社のための業務に携わるコンサルタントと代理人にも適用されます。また、当社のサプライヤー、ベンダー、およびその他のビジネスパートナーに対しても、本規範に記載される高度な倫理的および法的基準の順守が期待されます。

本規範は、当社が事業を展開するすべての地域に適用されます。当社施設や私たちが顧客の施設で業務を行う場合の顧客施設、そして、社外のイベントと出張を含む、その他すべての業務関連の活動が行われる場所に適用されます。また、当社の株主、一般市民、政府、および当社の競合他社とのやり取りにも適用されます。言い換えれば、本規範は、私たちがチャールス・リバーを代表する際にいつでも適用されることとなります。

米国を本拠地とする国際企業である当社の活動には、米国法と当社が事業を行う国の法規の両方の規制対象となるものがあります。どの法令または方針が適用されるか定かではない場合、あるいは準拠法または現地法と当社の方針との間に相反が存在すると考える場合には、マネージャーまたはコンプライアンス担当室の助言を受けてください。所在地に関わらず、社員にはチャールス・リバーの最高の倫理基準への取り組みが適用されます。

あなたの責任

あなたは、本規範の理解と順守に責任があります。

- 規範に定められる情報と基準に精通し、自分の業務に適用される特定の方針を理解する。
- 規範と適用されるすべての法、規定、方針を順守する。

¹ チャールス・リバー、CRL または会社の参照には、Charles River Laboratories International, Inc. およびすべての子会社と関連会社が含まれます。

- チャールス・リバーを代表して行う自分の業務において、誠実、倫理的、かつプロフェッショナルな態度で行動する。
- 倫理またはコンプライアンスに関する質問や懸念事項がある場合、または特定の状況に置いて取るべき行動が定かではない場合には、援助を受ける。
- 法、規定、あるいは本規定への違反が疑われる場合には、当社の倫理とコンプライアンスのためのリソースを利用して速やかに報告する。質問または懸念事項の報告に利用可能なリソースの詳細には、本規約最後の数ページを参照する。
- 必須のコンプライアンスと倫理に関するトレーニングを完了し、修了証を受ける。

チャールス・リバーのマネージャーと幹部に適用される追加の責任

チャールス・リバーの管理職/指導的立場の役職に就く社員には、さらに以下の責任が適用されます。

- 手本として行動し、チャールス・リバーにおける適切な行動の基調を設定する。
- 担当する社員が規範とコンプライアンスと倫理に関する会社方針の重要性と要件を確実に理解するよう支援する。
- 規範とチャールス・リバーの価値観についてガイダンスを提供することにより、社員が規範の要件に従えるよう支援する。
- 会社が期待することについて、正直でオープンな意思の疎通を奨励する労働環境を促進する。規範に関する質問または懸念事項をマネージャーと見直す。
- 「マネージャーおよび監督者のための問題提起基準」の記載に従い、方針、法、規範への違反の可能性を速やかに適切なチャールス・リバーの担当者に提起する。

規範の利用方法

本規範は、業務中に発生する問題への対処と正しい決定を下すための助力となるガイドラインを提供します。ただし、すべての質問への回答やすべての状況に対処することはできません。あなた自身または他者の正しい行動に関する質問または懸念事項があり、その回答が規範に含まれていない場合、あなたが決定を下すにあたり、必要な事実を把握しているか確認し、それにより影響を受けるのは誰かを考えて、次を自問してください。

- その行動は、何らかの法律または規制に違反するものであるか？
- チャールス・リバーの価値観に適し、実直かつ一貫しているか？
- 当社の評判を損なう危険性があるか？
- この件に関して、もし新聞やインターネットで報道を見たらどう感じるだろうか？
- 自分が取った行動を家族が知ったら、私はどのような気分になるだろうか？

倫理に反する、または不正と思うようなことは、事実そうであることがほとんどです。それでもどうすべきか判断できない場合には、マネージャーに協力してもらうか、当社の法的コンプライアンス・リソースの担当者に援助を要請してください。規範への違反ではないかと疑ったり不安を感じる行動を取る前に、それに関する回答を求めることが奨励されています。

倫理とコンプライアンスのためのリソース：援助を求め、懸念事項を提起するには

質問と懸念事項の提起は、チャールス・リバーが潜在的な問題を事前に把握して回避し、適時に適切な方法で問題に対処するのに役立ちます。何かがおかしいと疑いが生じた場合、社員にはそれを提起する義務があります。

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

倫理とコンプライアンスのためのリソース

規範、コンプライアンス、倫理的な問題に関する質問と懸念事項を提起するには、数々の方法があります。

● 社員は、以下の者に質問するか、懸念事項を提起することができます。

- チャールス・リバーのいずれかのマネージャー
- 現地の人事部
- 本社人事部

- 企業法務部内のコンプライアンス担当室まで、1-781-222-6273まで電話で、または compliance@crl.com 宛に電子メールで、あるいは、Corporate Vice President, Legal Compliance, Charles River Laboratories International, Inc., 251 Ballardvale Street, Wilmington, MA 01887 USA 宛に郵送でご連絡ください。
- 次の方法で当社の法務顧問に相談してください。1-781-222-6000まで電話で、または、電子メールあるいは郵便で、General Counsel, Charles River Laboratories International, Inc., 251 Ballardvale Street, Wilmington, MA 01887 USA 宛にご連絡ください。
- サードパーティ企業が管理する毎日 24 時間対応のチャールス・リバー・ヘルプラインをご利用ください。ヘルプラインでは、法的に認められる地域では匿名で、チャールス・リバーにおけるコンプライアンス、詐欺、安全性、不適切な行動に関する問題を伝達することができます。フリーダイヤルまたはオンラインで報告するには、本規範の最後に記載の情報をご利用になるか、または <https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/7590/index.html>、までご報告ください。匿名で報告する場合、会社が適切な調査を実施できるように十分な情報を提供してください。チャールス・リバー・ヘルプラインでの質問は、適用される現地の法律と規定に基づいて調整されます。

事実と違う不審な点のある会計や社内の会計管理、あるいは監査に関しては、法務顧問または社内監査部に連絡するか、チャールス・リバー・ヘルプラインをご利用ください。詳細は、フランス、ドイツ、イタリア、スペインの社員向けの「方針」を含む、「会計に対する苦情に関する方針」、「社内の会計管理」、あるいは「監査に関する件」を参照してください。

法的コンプライアンスのためのリソースのその他連絡先情報と他の重要な連絡先は、本規範の最後、または、<http://iconnect.criver.com/compliancepolicies> から入手することができます。

Q&A

Q: マネージャーが私を正当に待遇していると思えません。私の仕事を批判し、私が業務をこなすのが難しくなります。それに、時間の無駄だと思うことを頼んできます。どうしたら良いでしょうか？チャールス・リバー・ヘルプラインに電話すべきでしょうか？

A: 当社は、業務中に発生する問題に対処するため、数々のリソースを提供していますが、最も重要であるのは、当社が機会均等の社風を有するということです。最初のステップとして、現

地の人事部に懸念事項を提起することを奨励します。通常、自分のマネージャーとの意見の相違や、その他人事に関する事項に対処するには、これが最善の方法です。

規範、コンプライアンス、倫理に関するあなたの質問と報告は重く受け止められ、調査の要件、準拠法、会社のデータプライバシーに関する方針を考慮した上で、できるだけ早く極秘に取り扱われます。全社員には、チャールス・リバーにおける不正行為または倫理にそぐわない行動に対するあらゆる調査に協力することが求められています。

チャールス・リバー・ヘルプラインを利用して報告された内容は、法務顧問室、社内監査部、およびコンプライアンス担当室の代表者、さらには当社取締役会の監査委員会議長に転送され、非公式な照会または調査を開始すべきか否かが直ちに決定されます。チャールス・リバー・ヘルプラインを利用して匿名の報告をした場合、報告の審査担当者がヘルプラインのシステムを使い、報告者に質問する場合があります。

規範への違反者に対する懲罰

規範に違反した者は、最悪の場合解雇を含む懲戒処分の対象となります。違反により、違反者、マネージャー、または当社が、民事および刑事上の刑罰に問われる場合もあります。

報復禁止

当社の「報復禁止に関する方針」に記載されるように、当社では、法律、規範、あるいは会社方針への違反を善意による懸念を提起した者への報復行為を容認しません。これは、報告者が報告した内容は真実であるとの確信があることを意味します。虚偽または誤解を招くと分かっていることに対して、会社のリソースが決して使用されてはなりません。懸念事項を誠実に報告した者に対する報復の心配については、直ちに、人事部、コンプライアンス担当室、上級執行部、または当社のヘルプラインまで報告され、適切な措置が取られねばなりません。

Q&A

Q: 私のマネージャーは、不正行為の可能性に関する懸念の通報を受けたのに何もしません。さらにマネージャーは、質問を提起した社員に対して困難な状況を作っていると聞きました。私の同僚が、規範に違反することをしたと思っていますが、どうしたら良いのでしょうか。

A: 率直に話してください。当社の規範には、社員は懸念事項を報告すべきであり、報復を恐れることなく善意による報告は行えると記されています。通常、懸念事項への対処は直属のマネージャーから始めるのが最善ですが、それが適切とは思えない、あるいはそうしたくない場合には、他のマネージャー、現地の人事部、本社人事部、もしくはコンプライアンス担当室まで連絡してください。

安全で安心な職場で、尊厳、良識、敬意をもって協力しながら業務を遂行する

チャールス・リバーでは、チームワークの精神を育てる安全で安心な労働環境を築くことにより、社員が最高の仕事をできるようにしています。私たちは、責任あるプロフェッショナルな態度で行動し、尊厳、良識、敬意をもって同僚とビジネスパートナーに接します。

公平な雇用の推進 – 差別と嫌がらせの防止

チャールス・リバーでは、建設的で充実した労働環境の維持に尽力しています。機会均等、公平な待遇、多様性は当社の目標達成の中核を成すものと考えます。多様性のあるチームによって、お客様が新しい医薬品と治療法をより速く開発するために共に協力すれば、企業を強化させることができます。

当社は、年齢、人種や民族性、性別、性的指向、あるいは他の法律で保護される特性に基づいた仕事の関係における差別をすることはありません。雇用に関するすべての決断は、個人の全般的な資格と役職の要件を満たす能力に基づくものとします。詳細は、現地の人事部にお問い合わせの上、所在地に該当する差別禁止の方針（例：米国であれば、「差別是正措置と機会均等に関する方針」）を参照してください。

ご存じですか？

当社の方針と当社が所在する現地の法律により、法的保護の対象となる特性に基づいた差別と嫌がらせを行うことは禁じられています。所在国の法律によっては、そのような特徴には以下が含まれます。

- 人種
- 肌の色
- 宗教
- 性別
- 民族的出自、家系
- 年齢
- 性的指向
- 性別の認識または表現
- 軍役の状況・退役軍人
- 婚姻、家族、あるいは市民権の状況
- 障害（妊娠と出産を含む）
- 言語
- 政治的視点
- 信条と信仰
- 遺伝子情報

チャールス・リバーは、職場における嫌がらせといじめを一切容認しません。嫌がらせとは、同僚またはビジネスパートナーに対する強制的、威圧的、屈辱的な、あるいは困惑させる望まれない行為すべてを指します。法律の保護対象となる特性に基づく嫌がらせは、米国および当社が事業を展開する多くの国の法律に違反します。

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

性的嫌がらせとは、個人の性別に基づいたものと受け取られる、あるいは性に基づく行為にあたる嫌がらせを指します。望まれない性的な誘い、性的行為の要求、その他の口頭による、または身体的な性的行為は、以下の場合嫌がらせにあたります。

- 行為への服従が、明示的あるいは暗示的に、雇用条件とされる
- 社員による行為への服従または拒絶が、当該社員に影響する雇用上の決定に利用される
- 行為が、不正に社員の業務遂行を妨害する、もしくは威嚇的、反感のある、屈辱的、あるいは侮辱的な労働環境を形成する目的または影響をもつ

Q&A :

Q: 同僚の一人がしばしば無礼で侮辱的です。彼は、苛立っているときに冷静さを失います。また、私のなまりをからかうこともあります。仕事を辞めたくありません。どうしたら良いでしょうか？

A: 率直に話してください。チャールス・リバーでは、いじめと嫌がらせを一切容認しません。このような行為は国籍や民族的な出身などの法律の保護対象となる特性に向けられたものであれば特に懸念されることです。

チャールス・リバーでの業務において、差別や嫌がらせにあたる行為を経験または目撃した場合、直ちに直属のマネージャー（あるいは、報告しやすいと感じる他のマネージャー）または現地の人事部まで報告してください。希望によっては、本社人事部またはコンプライアンス担当室に連絡することもできます。報告された件は速やかに、また、できる限り極秘に対処されるようになっていきます。当社の「報復禁止に関する方針」では、差別または嫌がらせの報告を善意により行う社員、あるいは差別または嫌がらせに関する申し立ての調査に関与あるいはそのような調査における目撃者となる社員に対する報復禁止を強く訴えています。

安全、健全、安心な職場の推進

- **安全な業務**

チャールス・リバーは、職場における安全性を重視しており、全社員に安全な職場を提供することを目指しています。しかし、職場における安全性は最終的には個人の責任となります。規則を理解し、業務に該当する健康と安全に関するすべての手続きに従う責任は私たち一人ひとりにあります。私たちは、安全な労働環境を促進する方法で仕事を行う必要があります。直ちに是正することのできないような安全ではない状態を知ったときは、マネージャーに報告しなければなりません。私たちには、業務の安全な遂行を強化する方法の認識が奨励されています。

- **環境と持続可能性の保護**

チャールス・リバーは、環境保護と環境維持に貢献する方法で事業を行うことに力を注いでおり、廃棄物の処理、排水、排気などに関する現地の環境保護規制に従っています。さらに、当社の事業目的と一致する、環境維持に貢献する製品とサービスを含む数々のソリューションの達成を追及しています。これらには、資源の再利用と無駄の最小化と共に生物学的に望ましい製品とリサイクル製品、さらには、エネルギー効率の良いプロジェクトや環境破壊を減らすための他の取り組みが含まれます。可能な限り資源を節約し、無駄を減少する、あるいは無くす

ための提案をすることにより、私たち全員が、チャールス・リバーが環境に与える影響を減少するのに役立つことができます。

- 人身売買の禁止

チャールス・リバーは、人身売買を禁止する国際法を順守しています。詳細は、当社の「人身売買禁止に関する声明」をご覧ください。

- 暴力の防止

社員に、安全、健全および安心な労働環境を提供することへの当社の努力の一環として、チャールス・リバーは、当社施設と社員が業務関連の活動を行うすべての場所で、暴力、脅迫、威嚇にあたる行為を特に禁じています。地域法と一貫し、職場で凶器を持つことは禁じられています。暴力を目撃したり、安全な職場が脅されると考える場合、直ちに報告する義務があります。詳細は、「職場の暴力に関する方針」を参照してください。

- アルコールと薬物が存在しない職場

就業中は、違法薬物やアルコール、その他労働安全性や生産性を低下させる物質の影響下におかれてはなりません。チャールス・リバーは、当社所有地において、就業中あるいは当社を代表する際に、違法薬物の使用、所有、製造、流通、販売を行うことを禁じます。特に承認された場合や所在地の承認済みの地域の方針に含まれる場合を除き、就業時間内あるいは当社所有地における飲酒を禁じます。詳細は、該当する地域の会社方針を参照してください。

私たちが管理する動物、当社の顧客、社会の利益を第一に考えて行動する

私たちは、新しい治療法がより速く、よりよい費用効率で改善することを目的として、当社が管理する動物の人道的な扱いと利用、そして、お客様が医薬品の研究開発を促進・向上するためにまさに必要となるものに焦点を当てています。

当社が管理する動物に関する法律と方針の順守

当社は、実験用動物の管理と使用、さらに顧客の活動を支援するために提供するサービスと製品に関わる法律と規定条項とその精神の双方を遵守する努力を行っています。当社は非常に規定が厳しい環境で業務を行うため、関連する法律と規定への順守、また適用されるすべての方針と業務手順に従う際に、私たちの本来の責任以上の注意を配る必要があります。これらの高度な基準を満たすには、私たち一人ひとりが非常に重要な役割を担うことになります。

動物の人道的な取扱い

当社の中核となる価値観のひとつに、生産および使用される実験用動物の人道的な取扱いに専念することが挙げられます。実験用動物の人道的な取扱いと使用に関する当社の方針に対する違反行為は、重大な罪であり、最悪の場合解雇を含む懲戒処分の対象となります。

当社の「人道的取扱いへのイニシアチブ」の目標は、実験用動物の人道的取扱いと使用の分野において、チャールス・リバーが引き続き世界的なリーダーとしての立場を維持することにあります。実験用動物は、生物系に対する私たちの知識を養い、救命に役立つ医薬品と処置の発見に貢献する重要なリソースです。チャールス・リバーでは、サイエンスに関わる人々と手を取り合いながら業務を遂行し、生活状態、取扱いの手順、ストレスの減少が質の高い効果的な研究において、どのように重要な役割を担うかを理解していきます。また、人道的な取扱いが倫理的に欠かせないばかりではなく、科学的に必要とされることを認識し、当社の管理下に置かれる動物の健康と安らぎに対するサイエンスに関わる人々および一般市民への責任を受け止めています。

ご存じですか？

「人道的取扱いへのイニシアチブ」には以下が含まれます。

- 世界的にすべての事業体にわたり、ベストプラクティスを確立する
- 人道的取扱いに関する社内の認識を高める
- 思いやりの社風を確立する
- オリエンテーションとトレーニングを強化する
- CHARTER プログラムを通じて動物の福祉を世界中に促進する
- 3つのR 代替法の利用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、実験の洗練（Refinement）を適用する
- （動物の）行動と環境エンリッチメントの充実

チャールス・リバーでのあなたの業務が実験用動物に関与する場合、あなた自身が「人道的取扱いへのイニシアチブ」に関与していることとなります。このイニシアチブは、当社の動物への人道的取扱いの重要性、適切な取扱いがもたらす研究への影響と新薬開発への影響の可能性、動物の福祉に関する懸念事項や質問の報告方法についての全社員の認識を高め、トレーニング

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

を提供するために確立されました。これには、他の事柄と共に、実験用動物への人道的取扱いと安らぎへの貢献に関する社員の責任に対する認識と受容、そして思いやりと優しさをもって動物を取扱う為に必要なスキルを身に付けることが含まれます。社員には、動物の福祉を高める方法を発見し、それをマネージャーに知らせることが奨励されています。当社は、改善点や懸念事項に関するどのような質問や提案も直ちに審査され解決される、思いやりで満ちオープンな社風の形成に努力しています。詳細は、「動物の福祉と人道的な取扱いに関する方針」を参照してください。

Q&A

Q: 最近ある社員は、「人道的取扱いへのイニシアチブ」に反する方法で動物を扱っているように見受けられます。その場を急ぎながら通っただけなので定かではありません。自分を含め、誰も厄介なことに関わらないことを願っていますが、どうしたら良いのでしょうか？

A: あなたの懸念事項を速やかに報告してください。あなたがすべての事実を把握するために、その社員と話してみるのもよいでしょう。そうする気になれないなら、マネージャー、または勤務先に掲示されているポスター「動物の福祉はあなたから始まる (Animal Welfare Begins With You)」に出ている社員のいずれかに、あなたが見たことを話すことができます。もちろん、倫理とコンプライアンスのためのリソースを利用することもできます。この分野における中核となる価値観を達成するために、私たちそれぞれが担う役割があります。動物への虐待または至らない行動を善意により報告したことで、社員が報復の対象となることはありません。

当社は、動物虐待を非常に深刻に受け止めています。動物への虐待と残虐行為は決して容認されません。非人道的あるいは残虐な動物の取扱い、あるいは動物虐待を目撃した者は、当社の動物施設に掲示されている多くの手段を利用して直ちに報告しなければなりません。そのような行為を報告しない場合、動物虐待を支援しているものとみなされます。

バイオセキュリティ

方法は異なっても、社員全員がバイオセキュリティと動物の安全に貢献しています。私たち一人ひとりが、チャールス・リバーが確立した手続き、手順、規則、行為に期待されることに常に従って動物の安全を確実にし、顧客と当社に対して不適切となるような、当社が使用および生産する動物の遺伝的および細菌による汚染を防ぐ必要があります。このようなバイオセキュリティに根差した職場の基準と実践には以下が含まれます。

- バリアルームなどの入場が制限されているエリア向けの適切なテクニック
- 保護用の衣類と器材の使用
- 許可のない施設からの搬出を含む動物の移動に関する規則
- チャールス・リバーの社外における社員と動物の接触の制限
- 器材と備品への適切な消毒方法の適用

上記の点や確立されたバリアルームと動物の取扱手順を無視することは、当社施設に非常に深刻な結果を招く恐れがあり、その場合社員は即刻解雇になることもあり得ます。詳細は、チャ

ールス・リバー社員ハンドブック、当社のバイオセキュリティに関する方針、ならびに関連する規則や手順の、動物への接触の項を参照してください。

製品の品質

サイエンスの分野における卓越性と優れた顧客サービスの2つは、チャールス・リバーの企業文化の根幹をなすものです。お客様への最高品質の製品とサービスの提供は、当社には不可欠です。当社は、重要な業績指数の徹底した管理と細部へのこだわりを通じて、高水準の品質を維持しています。しかし、品質への改ざんを認識するだけでは十分ではありません。私たち一人ひとりが、自分が担当する仕事の品質に責任を負い、最高の高潔さで業務を遂行し、すべての規制要件、品質に関する方針、業務手順を理解した上で順守する必要があります。

企業の社会的責任

チャールス・リバーは、責任ある企業市民としての役割を重く受け止めています。当社は、広範にわたる慈善活動や教育的なイニシアチブを支援することにより、私たちが業務を行い生活する地域社会に建設的な貢献をすることを目指しています。私たちは、チャールス・リバーの施設がある地域で、隣人および重要な個人や団体と信頼に基づく持続可能な関係の構築に尽力しています。皆さんも共に世界中の人々の生活に触れていきましょう。

業務上の取引全般における誠実さ

私たちは、常に会社の利益を中心に考え、チャールス・リバーのために全力を尽くさない行動をとりません。私たちは、顧客、潜在的顧客、公務員、あるいはその他のビジネスパートナーの決定に不正な影響を与えることを目的とした贈収賄やその他の手段の使用を行うことはありません。

利益相反の回避

私たちは皆、チャールス・リバーの利益を第一に考えて行動する責任を負っています。チャールス・リバーの社員、役員、取締役は、当社の競合となってはなりません。さらに私たちは、個人的な利益が、会社または当社顧客の利益と対立する、あるいは対立するように見える状況を回避する必要があります。利益相反は、個人の利益または個人的関係が、私たちの判断（科学的客観性を含む）に影響する、チャールス・リバーでの業務を妨げたり、あるいは業務を偏見なく公正に遂行したりすることを困難にする状況が発生します。これには、あなたとの関係から家族、友人、ビジネスパートナーが利益を得る状況も含まれます。

あなたが利益相反またはその可能性に直面していると思う場合、できるだけ早くマネージャーに連絡する必要があります。直属のマネージャーは、コンプライアンス担当室と協力して、事実関係を検証し、何らかの行動が必要であるか判断します。

ほとんどの社員は、事実上の利益相反、または利益相反とみられる状況をコンプライアンス担当室に開示して処理してもらう必要があります。チャールス・リバーの役員は、事実上の利益相反または利益相反の可能性についてコンプライアンス担当室に報告しなければなりません。コンプライアンス担当室は、コーポレートガバナンスおよび指名委員会にその旨を報告します。チャールス・リバーの取締役、最高経営責任者、法務顧問、コンプライアンス担当副社長が関与する事実上の利益相反または利益相反の可能性は、直接コーポレートガバナンスおよび指名委員会に開示し対処する必要があります。

Q&A

Q: 私たちの施設では、実験用の器材を購入する必要がありますが、私の配偶者はこの種の器材を販売する会社に勤めています。私の配偶者の会社は、契約提案書を提出することができますか？

A: 場合によります。あなたの配偶者の会社と取引関係を持つ、業務上の正当な理由があるかもしれません。マネージャーに、企画書の提出を望む会社に勤務するあなたの配偶者の地位を説明してください。また、あなた自身は決定に一切関与しないようにしてください。最も重要なことは、あなた自身が利益相反の可能性についてすべて開示し、正しく対処されるようにすることです。

あらゆる利益相反の状況を説明することはできませんが、開示される必要のある利益相反または利益相反に見える状況が起こり得る一般的な例を以下に挙げています。

- あなた自身またはあなたの家族、同居者が、チャールス・リバーと取引を行っている、または取引を望む組織、あるいはチャールス・リバーの競合他社に勤務している、もしくは、

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

そのような組織に自営業としてサービスまたは製品を提供している。これには、サプライヤーまたは顧客の取締役会あるいは諮問委員会でのサービスも含まれる。社員は、競合他社の取締役会あるいは諮問委員会に就任することはできない。

- あなたの副業または他の活動が、チャールス・リバーでの任務の遂行を妨げたり、当社に損害または屈辱を与えたりする可能性がある。
- 会社の資源をあなた自身または他の個人の利益のために利用する。チャールス・リバーの資産または情報を通じて、あるいは、チャールス・リバーにおけるあなたの立場を利用して習得したビジネスチャンスあなた自身または他の個人のために追及しない。これには、製品、サービス、または利益の売買の機会が含まれる。
- 直接的あるいは親戚、友人、その他の組織を通じて間接的に、チャールス・リバーの競合他社、顧客、サプライヤー、その他のビジネスパートナーに投資しているか金銭的利益関係がある。あなたにとって重要ではない上場企業の株式の所有は、通常利害相反にはあたらないが、米国政府の請負事業に就いている場合、特殊な利害相反の規則が適用される場合がある。詳細は、「研究者の金銭的利益相反に関する方針」を参照してください。
- あなたの直属の部下または上司が家族または親しい友人である。
- 過度の、あるいは業務上の決定に影響を与える、または影響を与えるように見える贈り物または接待（代償が求められる贈り物や便宜の提供を含む）を提供される。

Q&A

Q: 非営利組織の理事会への参加を依頼されています。多くの時間を割く必要がなく、理事会は私の通常の業務時間外に行われます。この役職を受け入れても良いでしょうか？

A: あなたの責務または予定を妨げない、チャールス・リバーの資産を利用しない、この役職へのあなたの関与が当社に否定的な影響を一切与えない限り、規範ではこのタイプの活動は禁じられていません。利益相反が存在すると考える場合、マネージャーまたはコンプライアンス担当室に相談してください。

当社は、利益相反を防ぎ、関係者の取引が公正かつ正当に行われるようにするため、当社と、当社取締役、執行役員、およびその他の関係者との間で行われる取引に適用される追加の規則を定めました。詳細は、「関係者の取引に関する方針」を参照してください。

事実上あるいは潜在的な相反の開示の怠慢を含む、当社の利益相反に関する方針への違反は、解雇または役職の奪回を含む懲戒処分の対象となります。

適切な贈り物と接待

適切な贈り物と業務関連の接待（食事を含む）は、取引関係を強化するための効果的な方法であり、多くの文化圏で一般的に行われています。同時に、贈り物とその他の便宜は、法的問題と倫理的な懸念を生じる場合があるため、チャールス・リバーではそれらの授受に関する重要

な規制が設けられています。この項では、「贈り物」という言葉を、恩恵、便宜、サービス、その他の有価値の物品を含む幅広い意味で使用しています。

私たちは、贈り物と接待を授受すべきか判断する際に、常に的確に判断する必要があります。すべての状況において、自らの行動が法律とチャールス・リバーの方針を順守するものであるか、そして贈り物と接待が受取人の客観性に影響しないことを確実にする必要があります。以下は、一般原則です。

- **贈り物と接待を、不正な理由から与えてはならず、決して懇願してはなりません。** 恩義を売る、あるいは業務上の決定に影響または報いるため、もしくは賄賂または報酬とみなされ得る贈り物または接待を授受してはなりません。さらに、チャールス・リバーにおけるあなたの立場を利用して贈り物または接待を懇願してはなりません。本規範の「贈収賄と腐敗の防止」の項も参照してください。
- **贈り物と接待は妥当なものでなければなりません。** 贈り物または接待は、それらが授受される地域でチャールス・リバーを含む他の会社が一般的に提供する贈り物または接待より高価であってはなりません。
- **贈り物と接待は頻繁あるいは定期的に交わされてはなりません。** 贈り物の授受、または接待の申し出と受け入れは、一つの相手と年に1~2回を限度とします。時々行われる業務上の食事は、食事が明確に仕事を目的としており、関連する主題についての話し合いが行われる場合に限り適切とみなされます。
- **贈り物と接待は正確に記録されなければなりません。** 贈り物を授受する場合、贈り物を授受した日付、贈り主と受取人、贈り物の大まかな価値が記載される記録を直ちに作成します。顧客との業務上の食事などの接待の招待をするまたは受ける場合にも同じ手続きが適用されます。あなたが贈り主または招待者となる贈り物と接待の記録は、速やかに勤務先の財務部に提出し、複写を直属のマネージャーに提出してください。
- **贈り物と接待は適切なものでなければなりません。** 現金または現金同様のもの（ギフトカードや商品券など）を申し出たり受理してはなりません。さらに、個人的な融資は決して申し出たり受理してはなりません。贈り物と接待が会社を辱めるような可能性をもたらしてはなりません。侮辱的または性的性質のある贈り物と接待、あるいは他者に尊厳、良識、敬意をもって接する取り組みに反する贈り物と接待は、決して申し出てはなりません。
- **贈り物と接待は相手方の方針に従う必要があります。** あなたが授受する贈り物と接待が相手方の行動規範と方針により認められるものであるか確認する必要があります。

贈り物と接待（食事を含む）を申し出る、または受理する前に、あなたの業務に適用される基準を理解し、それに従うようにしてください。一般原則として、ささやかな価値の頻繁ではない贈り物は受け取ることができます。ささやかな価値とは、現地の法律と習慣に応じて、さらに当社と贈り物と接待の提供者との関係により査定する必要があり、250米ドルを超えるものは自動的に過度とみなされます。あなたが招待する、あるいは受け入れる接待は、関与する地域において妥当なものであり、過度であってはなりません。さらに、該当する社会的習慣または倫理基準に違反してはなりません。わずかな価値（25米ドル）の贈り物のみを提

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

供するようにし、公務員には、企業法務部から事前承認を受けている場合を除き、決して贈り物をしてはなりません。関与する地域においてささやかとは言えない贈り物や接待については、さらに、いかなる場合であっても250米ドルを超える場合には、直属の上司から承認を得なければなりません。

ご存じですか？

以下に該当する贈り物または接待を授受することはチャールス・リバーの方針に違反します。

- 現金または現金同様のもの
- 代償（見返り）を伴って提供される
- 豪華または贅沢なもの
- 当社の評判に悪い影響を与えるもの
- 提供者または受取人が適用される法律または方針に違反する

Q&A

Q: 私たちは、潜在的顧客の当社施設への訪問を計画しています。現地のケータリング会社を使って昼食を用意した後、夜には顧客を通常のスポーツイベントに連れて行こうと考えています。当社方針により、これは許可されますか？

A: 食事と接待が妥当で慣習上の商行為と一貫し、適用される法律と見込み顧客の方針に従う限り、この接待は当社の方針で認められるはずですが、ワールドカップの試合やスーパーボールなどのイベントに出かける計画であれば、許可されないでしょう。また、公務員が相手である場合には許可されません。ガイダンスと必要な承認については、直属の上司に尋ねてください。

商業的なビジネス環境で容認される行為が、違法であったり当社の方針に反することもあり、これは公務員との取引に適用されます。この理由から、企業法務部の事前承認なく、公務員への贈り物または接待（食事を含む）の申し出または約束、あるいは公務員からの贈り物または接待（食事を含む）の受領を行ってはなりません。公務員または政府機関の代表者（政府を代行する請負業者を含む）と取引する場合、適用制限を知り、それを順守することはあなたの責任となります。詳細は、「贈収賄防止の方針」をご覧ください。

注意： 公務員と取引する際には、特別な注意が必要です。これには、政府機関で職務に就く者、公職への候補者、国家が所有する事業のマネージャーおよび従業員が含まれます。あなたの取引相手が「公務員」とみなされるかを確認するには企業法務部まで問い合わせてください。また、公務員に対して有価値の物品を提供する、あるいは公務員から有価値の物品を受領する前に、企業法務部の承認を受けてください。

公務員との取引、申し出られた贈り物または接待の妥当性と合法性など、適切な贈り物と接待に関する当社方針のいかなる部分についても質問がある場合は、当社方針の基準に違反する可能性があるため、行動を取る前に企業法務部に連絡してガイダンスを受けてください。

贈収賄と腐敗の防止

チャールス・リバーでは、腐敗した商慣習とその参加を認めません。直接的または間接的に、賄賂を授受することは相手を問わず一切行ってはなりません。「賄賂」とは、業務上の決定に

影響する、あるいは何らかの利益を得ることを目的として有価値の物品の提供を申し出ることを意味します。当社の方針は、当社事業のあらゆる側面と当社が事業を行うすべての国に、たとえ現地法または慣習上の規制がさほど厳しくない場合であっても適用されます。また、業務を遂行する上で、広い意味での公務員を含む私たちがやり取りするすべての人に適用されます。

ご存じですか？

賄賂は現金による支払いのみに限定されません。賄賂には以下が含まれます。

- 贈り物、特に高価な贈り物
- 明確な業務上の目的が伴わない、あるいは妥当な業務上の必要性を超えた接待、もてなし、旅行
- 個人的なサービス、恩恵、融資
- 慈善目的の寄付、政治献金
- 相手の家族に対する支払、便宜、サービス
- リベートを含む、「世話役」への支払い、便宜、サービス

チャールス・リバーは、適用されるすべての贈収賄防止法と腐敗防止法を順守します。これには、米国外で行われる公務員との取引に適用される米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、商業的贈収賄を含むあらゆる贈収賄に適用される2010年贈収賄防止法（英国）が含まれます。既に行われた支払い、便宜、または恩恵は、完全かつ正確に当社の財務記録に反映されなければなりません。

Q&A

Q: 米国を本拠地とする他の会社が、米国外の当社所在地で、通常書類手続きを速めるために下位の政府職員にわずかな支払いを行っていると聞きました。当社は、書類の手続きを妥当な時間内に行うことができません。当社も他社と同じことをして、現地の政府職員にもっと早く行動してもらうことは可能でしょうか？

A: 米国FCPAなどの一部の法律は、通常限定的な行政上の特定の行為を速めたり確保するために、下位の政府職員に対して「便宜を図ってもらうための支払い」と呼ばれるわずかな支払いをすることを認めています。英国を含む数多くの国では、このような支払いは違法な賄賂とみなして禁じています。異なる法的要件と適用される方針の複雑さを考慮し、**企業法務部から事前承認を得ない限り、いかなる場合であっても「便宜を図ってもらうための支払い」を行ってはなりません。**

すべての社員、および当社の業務を行う代理人、コンサルタント、請負業者、および仲介業者には、当社の「贈収賄防止に関する方針」に従うことが求められます。当社の代理として行動する者を選択する場合は慎重に行い、当社の代理としての行動に同意する前に、企業法務部から承認を得る必要があります。当社の「贈収賄防止に関する方針」に反することをしよう他者に要請してはなりません。

贈収賄防止法への違反は、罰金と禁固刑を含む、重い懲罰を招く可能性があり、当社の評判と事業能力に対しひどく傷つける可能性があります。社員には、法律または当社の「贈収賄防止に関する方針」への事実上の違反または違反の恐れについて報告することが奨励および求められ、懸念事項は直ちに企業法務部またはチャールス・リバー・ヘルプラインを利用して報告されなければなりません。

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

ある国の準拠法または当社方針について、あるいは、これらの要件があなたに適用されるかどうか疑問があったり明確ではない場合、法律または方針に影響を及ぼす恐れのある取引の打ち合わせまたは契約の前に、企業法務部に問い合わせてください。

詳細およびマネージャーまたは企業法務部の事前承認を要する事柄に関する説明は、当社の「贈収賄防止に関する方針」を参照してください。

取締役と役員を受託者義務

チャールス・リバーの取締役と役員は、当社の株主に対して、注意義務と忠実義務を含む受託者義務を負っています。忠実義務は、チャールス・リバーの取締役と役員が各自の責務をこなす際に、個人的な利益よりも会社の利益を優先することを義務付けています。注意義務は、チャールス・リバーの取締役と役員に、会社に関する行動を取る際に、情報と善意に基づき、会社の利益を優先していると妥当に信じる方法で、分別のある者が同様の状況で払うであろう注意をもって、行動することを義務付けています。チャールス・リバーの取締役と役員は受託者義務を実行するにあたり、その義務は全体として株主に基づくこと（そして、株主の小集団、あるいは取締役または役員が別に関連する事業体に基づくものではないこと）、さらに所有株式の規模に関わらず、株主利益を考慮するための努力を認識します。

情報およびその他の資産を保護する

私たちは、チャールス・リバーの資産を責任を持って業務上の目的のために使用し、無駄、損失、損害を回避します。さらに私たちは、会社の資産を盗難や悪用から守り、顧客と他のビジネスパートナーから委ねられた資産を保護します。

当社と顧客の専有情報と機密情報

チャールス・リバーの業務を通じて生成または収集された機密情報と専有情報は、貴重な会社資産です。この情報を不正使用または開示から守ることは、当社が引き続き成長し、競争力を維持する上で欠かすことができません。一般原則として、仕事を通じて生成または収集した情報は機密であり、許可がない限り開示してはならないものとみなされるべきです。

ご存じですか？

専有情報と機密情報には以下が含まれます。

- 事業の目的と戦略
- 調査および技術的データ
- 運営の手順とシステム
- 企業秘密、テクノロジー、「ノウハウ」
- 未公開の財務情報と予測
- 提案された契約と取引に関する情報
- 顧客、サプライヤー、価格決定の情報
- 当社のために開発されたコンピュータ・ソフトウェアとシステム
- 競合他社に役立つ他の情報
- 当社の「インサイダー取引に関する方針」に記される重要な内部情報

当社の顧客は、その貴重な専有情報と機密情報について当社を信頼しています。私たちは、顧客の契約に従い、ビジネスパートナーの信頼と確信を維持するために、常に顧客の専有情報と機密情報を保護する必要があります。個人的な利益のために顧客の情報を使用したり、特定の許可なく他の顧客に開示してはなりません。

Q&A

Q: 顧客の一人が、他の顧客のためにチャールス・リバーが実施しているプロジェクトから試験データを共有できないかと尋ねてきました。情報を共有しても構いませんか？

A: 他の顧客のために実施しているプロジェクトからの試験データは、他の顧客の所有物であり、他の顧客から書面による同意を得ない限り、共有できるデータではありません。あなたの顧客がこの件を進めたいようであれば、コンプライアンス担当室に問い合わせてガイダンスを受けてください。

機密情報は、当社から許可されている場合を除き、あるいは、法律により求められ、必要な手続きすべてに従う場合を除き、社外の者に開示すべきではありません。さらに、社内の他の者が業務を行う上で知る必要がある場合を除き、これらの者と機密情報を共有することも避けなければなりません。他者が会話を肩越しに聞いたり、電子機器を使う場合に画面上の情報を見

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

ることのできる公共の場で業務に関して話す場合には、注意を怠らないでください。さらに、機密情報や専有情報を電子的に送信する場合には、適切な保護措置が確実に取られているよう注意を払ってください。機密情報や専有情報が文中や添付ファイルに含まれる可能性のある連鎖された電子メールを送ることを避け、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアで機密情報を公開しないでください。情報が機密情報であるかどうか、あるいは情報の取扱いにおいて従うべき手順が定かではない場合、マネージャーまたはコンプライアンス担当室に相談してください。

注意： 専有情報と機密情報の保護に関する社員の義務は、退職後も継続します。退職する前に、保有するこれらの情報をすべて返却しなければなりません。

個人のデータとプライバシー

私たちとビジネスパートナーは、チャールス・リバーが社員の個人情報を収集、処理、使用、保存する際は常にプライバシーの保護を求める権利を有します。当社は、個人データを利用する際に求められる手続きに従い、必須となる保護措置を維持することにより、この取り組みを継続します。許可を有し「知る必要のある」社員のみが、社員とビジネスパートナーに関する個人データにアクセスすることができ、これらの社員には、当該情報に対する守秘義務を常に維持することが求められています。

当社は、個人データの処理と自由な移動に関する個人の保護に関連し、当社が事業を展開する国の現地法のすべての要件に従います。これには、特にEU指令95/46/EC、および指令を補足あるいは継承する追加指令と規定が含まれます。

Q&A：

Q: 私は、欧州連合（EU）の加盟国にあるチャールス・リバーの施設で働いています。チャールス・リバーは、私の所在地で適用されるデータ保護法に基づき、どのように私の個人データを保護するのでしょうか？

A: チャールス・リバーは、EU加盟国からの個人データの収集、使用、保持に関して米国商務省が策定した米国とEU間のセーフハーバー・フレームワークを順守する努力を行っています。それに応じて、適用されるセーフハーバー・プライバシー原則の順について、当社独自の証明を行っています。社員の個人データが米国に転送される場合、EUで当社が提供するのと同様レベルのデータ保護を提供します。さらに、チャールス・リバーは、適用される法律と規定により明示的に収集または処理が許可または要求されていない個人データを収集または処理する場合、EUの当社社員に通知します。社員は、適用される法律と規定により定められたフレームワークに従ってチャールス・リバーが保有する自分の個人データを確認する権利を有します。

個人データの処理と扱いに関する詳細は、当社米国の「個人を識別する情報のための書面情報のセキュリティに関する方針」、当社の「セーフハーバー・データプライバシーに関する方針」、「ウェブサイトのプライバシーに関する方針」を参照してください。

情報通信システムと機器

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

私たちは、チャールス・リバーが業務目的で社員に提供する、コンピュータ、スマートフォン、タブレット端末を含む電子システムや機器を使用する際に、責任をもつ必要があります。私たちは、誤用、不正アクセス、損害、盗難からこれらのシステムと機器、それに含まれる情報とデータを守る必要があります。また、私たちは、違法、非倫理的、あるいは本規約に定められる基準と期待に反する活動にこれらのシステムと機器を使用してはなりません。

社員には、チャールス・リバーのための業務で使用する電子機器の安全保護のために、すべての必要な措置を講じることが求められます。強度なパスワードを使い、決してパスワードを他人に教えず、機器を保護されていないところに放置しないでください。特に許可を得ていない限り、未許可のハードウェアやソフトウェアを会社支給の機器やシステムにインストールしたり、個人所有のコンピュータまたは他の電子機器を会社の業務に使用したりするなど、機器の完全性を危ぶむ可能性のある行為を避けます。

会社支給の電子システムや機器、それに含まれる情報とデータは、私たちが業務を遂行できるようにするために提供されるもので、業務上の目的に使用されるべきです。当社の多くの所在地において、責任ある方法で適用される方針に従いながら使用される場合、会社の情報とコミュニケーションのためのシステムを時々個人目的で使用することが認められますが、これは特権であり乱用されてはなりません。チャールス・リバーは、社員に業務上支給する電子機器の所有者であるため、法律により認められる範囲で経営陣が機器に含まれる情報を監視、検証する可能性があります。当該情報には、あなたが保存した情報と送受信された情報が含まれます。

詳細は、「電子的コミュニケーションとインターネットの容認される使用に関する方針」を含む、当社の情報セキュリティに関する方針を参照してください。

Q&A

Q: 会社から支給されたコンピュータとメールアカウントを個人のメッセージに使用できますか？

A: 一般原則として、チャールス・リバーの資産は、業務上の目的に使用されるべきです。限定的である場合、時折であれば会社の資産を個人目的で使用することは認められていますが、あなたの職責の妨げとならないようにし、他者が侮辱的または無駄であると考えられるコンテンツを含めずに、システムがウイルスに感染しないように気を付けてください。会社から支給された電子機器とメールアカウントは会社の資産であるため、現地法に従い、経営陣がコンピュータとメールアカウントのコンテンツを監査する可能性があることを必ず覚えておいてください。

正確な記録の準備と維持

当社の帳簿と記録は、完全かつ信頼に値するものでなければなりません。そして私たちが記録する取引と活動の本質を反映していることが必要です。会社の記録を作成する上で、私たちは決して不正や虚偽を行ったり、当社の顧客、経営陣、監査人、規制当局者、あるいは調査官を欺こうとしてはなりません。さらに、電子メールやショートメッセージを含むすべてのコミュニケーションにおいて、注意を払う必要があります。

ご存じですか？

当社の業務記録には以下が含まれます。

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

- 試験結果
- 研究報告
- 財務諸表
- 経費報告書
- 請求書
- 就業時間の記録
- 社員に関するファイルと審査
- 事業計画

当社が記録、処理、および分析する情報が正確かつ完璧であり、準拠法、会計原則、および会社方針に従って記録されるよう支援することに会社が責任を負います。この基準は、業務遂行の過程で作成するすべての記録と業績報告書に適用されます。チャールス・リバーの業務記録に貢献する情報が、完全、正確、適時であることに対する責任を私たち一人ひとりが負っています。

Q&A

Q: 私を含め何人かが出張から戻ったところです。同僚から、四半期の業績を満たすために出張の経費報告書の提出を待つように言われました。いずれ経費報告書が提出されるので問題はないと言っています。どうしたら良いでしょうか？

A: 経費は発生した期間に記録されなければなりません。さもなければ詐欺行為になる場合があります。あなたは自分の経費報告書を適時に提出するようにし、同僚にも同様に提出するように説得してください。同僚が時間内に報告書を提出するかどうか心配であれば、マネージャーに相談するか、または倫理とコンプライアンスのためのリソースを利用して懸念事項を提起してください。

全ての社員に求められることは、内部統制を順守し、確立されている手順に従うことです。たとえ無害であったりまたは時間の節約につながると考えても、会社の手順または統制を回避しようとしてはなりません。監査人には常に協力し、会社の情報を隠匿しようとしてはなりません。

さらに、適用される法的要件に従い、当社の業務上のニーズに一貫する形で記録を維持する必要があります。私たち一人ひとりが、自分が管理する情報と記録の正確さと完全性に対し責任があります。また私たちは、業務に適用される記録管理の方針と手順に精通しなくてはなりません。詳細は、該当する文書保持に関する方針を参照するか、マネージャーまたは企業法務部に問い合わせてください。

調査または訴訟に関与する状況によっては、記録を通常の期間より長く保持する必要がある旨を企業法務部が通知する場合があります。法的手続きにおける開示を避けるために記録を破壊することは、会社方針に反するとともに、犯罪となる場合があります。

Q&A

Q: 私のマネージャーは休暇を取っており、不在中に会社を代表してある契約に署名するよう依頼されています。この契約は長期間交渉中で誰もが速く締結したいと望んでいます。署名しても構いませんか？

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

A: 場合によります。チャールス・リバーには、業務上の取り決めを執行および承認する権利を有する者を明確にするための、正式な承認に関する方針があります。この方針の下で、チャールス・リバーを代表してこの種の契約に署名する権限を委任されている場合、あなたには契約に署名する権限があります。さもなければ、これらの規則に従って署名できる経営陣のメンバーを特定する必要があります。これらは最小限の要件であり、当社の個々の事業と所在地によって高度な基準が存在する場合もあることに留意してください。ガイダンスが必要な場合はマネージャーに相談し、質問がある場合は、企業法務部まで問い合わせてください。詳細は、「権限のある承認に関する方針」を参照してください。

知的所有権

チャールス・リバーの知的所有権は、研究、企業秘密、および業務上のアイデアと情報から形成されています。一般原則として、当社の知的所有権は秘密保持の必要があり、当社は、当知的所有権の一部の特許、商標、著作権を通じて保護しています。また、知的所有権を保護するために、適切な措置を講じる必要があります。

さらに、特許、商標、著作権を含む他者の知的所有権を尊重します。適切なライセンス契約により許可されている場合を除き、ソフトウェアまたは許諾された情報を決して使用または複製あるいは転写してはなりません。

その他の会社資産

チャールス・リバーの資産には、業務上の目標を達成するために当社が所有または使用する所有物が含まれます。これらには、土地、施設、自動車、器材、在庫などの物理的な資産、現金、受取勘定、投資などの金融資産、そして契約権とライセンスが含まれます。

私たちは、委託されアクセスできるすべての会社資産を保護し、効率的に使用する必要があります。適切な許可なく会社資産を破棄したり他者に付与してはなりません。会社資金の個人的な使用または他の未許可の使用は禁じられています。私たち一人ひとりに、会社資産を損失、盗難、不正使用から守る責任があります。

株式の取扱い：インサイダー取引

業務を遂行する過程で、チャールス・リバー、顧客、サプライヤー、あるいは他の企業に関する重要な情報について公開される前に知ることがあります。ある会社について重要な内部情報を有しているときに、その会社の株式またはその他の証券を売買することはできません。重要な内部情報を、その会社の証券取引あるいは売買の勧めに情報を使用する者（家族や友人を含む）に教えたりヒントを与えたりすることは、法律と会社方針への違反となります。重要な内部情報は誰にも開示してはなりません。ただし、チャールス・リバー社内の仕事の一部としてその情報を知る必要がある者と、開示するよう特に許可された社外の者を除きます。

ご存じですか？

「重要な内部情報」とは、分別のある人が投資の決断を行う際に重要であるとみなす非公開の情報のことです。重要な内部情報の例：

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

- 公開前の収益、予測、あるいは他の財務情報
- 執行部における著しい変更
- 吸収合併、ジョイントベンチャー、処分を含む重要な取引に関する協議
- 当社の財務状況に関する情報、見通しと計画、マーケティングと営業のプログラム、研究開発に関する情報
- 公表されていない上級執行部の変更
- 顧客またはサプライヤーとの重要な契約の授与または解約
- 新製品、サービス、製法の開発
- 著しい訴訟または行政機関による調査に関する進展
- 社員、役員、または取締役による重要な事業の課題と決定に関する社内での協議と審議

Q&A

Q: 私が担当する顧客に、小規模の上場企業があります。その担当者が、開発中の新製品の類まれな成功について話してくれました。その担当者は、結果を発表した場合、来月にも会社の株式価格が急上昇すると考えています。この株式を購入しても良いでしょうか？

A: いいえ。顧客が教えてくれた情報は、おそらく「重要な内部情報」にあたります。ある会社について重要な内部情報を有しているときに、その会社の証券を売買することは法律と会社方針への違反となります。さらに、あなたはこの情報を誰にも内報してはなりません。もちろん、業務を通じて知った機密情報を個人的な金銭上のメリットのために利用してはなりません。

不正取引に見られることを防ぐため、インサイダー取引の規則に不注意から違反することを避けるため、そして当社の株式に投資する取締役、役員、社員の利益が当社の他の株主の利益と一貫させるため、チャールス・リバーの株式と証券に関与するオプションの取引、ヘッジ取引への参入、証拠金取引、投機的投資あるいは担保を行うべきではありません。

チャールス・リバーの方針では、当社の取締役、上級役員、他の特定の社員は日常的に機密情報にアクセスできるため、当該社員に対する証券取引に追加の制約を設けています。あなたがこのような追加制約の対象者となる場合には、企業法務部から通知が届きます。

詳細は、「インサイダー取引に関する方針」を参照してください。株式または他の証券の売買の可・不可について質問がある場合、取引を行う前に企業法務部に問い合わせてください。

あらゆる国際事業における誠実さと透明性

私たちは、当社のグローバルな事業活動全体を通じ、誠実かつ透明に広報活動や、政府、競合他社、およびビジネスパートナーとの意思疎通を図ります。これは、当社の名声と事業の成功に欠かすことができません。

正確なコミュニケーションとソーシャルメディアの正しい使用により当社の評判を保護する

当社の評判は、当社の最も重要な資産です。私たちが行うすべての活動において、会社の評判を保護し高める努力を怠ってはなりません。

当社の業績と財務結果について、また規制機関（米国証券取引委員会を含む）への申告で公表する申告と開示は、完全、公正、正確、適時に行い、容易に理解できるものでなくてはなりません。当社は、政府、顧客、投資家、または一般市民を欺いてはなりません。公の開示または規制機関への申告を準備する立場の社員には、これらの基準を当社が満たすことに特別な責任があります。さらに当社は、公の開示を監視するために上級施行部から成る開示委員会を結成しました。

当社の評判とブランド力を保護するため、当社の代表として公に行われたコミュニケーションが確実に、(1) 事実に基づいており正確である、(2) 適時であり、公共全体を対象に通知する妥当な方法で作られている、そして、(3) 準拠法に従うよう、限られた人数の者に当社を代表して公の場で話すことを許可しています。これには、メディア、市場専門家、投資家とのコミュニケーションも含まれます。当社の開示基準と制約に関する詳細は、「開示に関する方針」を参照してください。

チャールス・リバーを代表して話す特別な許可を得ていない者は、当社を代表して声明を行っていると思われるような行動は慎んでください。受理した質問と照会は、広報ディレクターまたはインベスターリレーションズ（IR）ディレクターに提出して対処してもらってください。

チャールス・リバーでは、社員によるソーシャルネットワーキングが当社の知名度とブランド力を高める機会を創造し、業務上の関係を強化することを認識している一方で、このようなコミュニケーションの方法が特定のリスクに関わるため、これらのアプリケーションの適切な利用について、特別な配慮が必要となることも認識しています。ソーシャルメディアを使用する場合、当社の「ソーシャルメディアのガイドライン」に記される原則に従うものとします。他の要件の中でも特に、ソーシャルメディアの使用が規範とその他すべての会社方針に沿っており、専有情報と機密情報を保護し、著作権法と公正使用法を守り、会社の利益と評判を守るために常に最良の判断を下すようにしてください。

Q&A

Q: 昨晚、自宅のコンピュータを使用中に、業界のチャットルームでチャールス・リバーに関する情報を見ました。社員会議で聞いた慎重を期すべき機密情報がいくつか掲載されていました。また、対処されるべき当社に関する不正確な意見も見ました。どうしたら良いでしょうか？

A: あなたが見た機密情報について、できるだけ早くチャールス・リバーの適切な部署まで連絡してください。会社を代表して話せることが明示的に許可されている場合を除き、虚偽の情報に対して応答すべきではありません。代わりに、広報部、企業法務部、またはインベスターリレーション（IR）まで通報してください。当該部門は、不正確な情報に対処する必要な行動を取ることができます。

公正な取引と公正な競争

当社は、顧客、サプライヤー、競合他社、社員と公正に取引を行います。プロ意識を持って行動し、操作、誤解を招く声明、虚偽の情報、あるいは不正または疑わしい商行為に関与するその他の行動を通じて不公平な優遇を受けないものとします。私たちは、当社の製品とサービスについて常に真実かつ正確でなければなりません。さらに、サプライヤーの選択において常に偏らず公平であり、品質、価格、サービス、信頼性などの客観的要因に基づいた決定を行う必要があります。

市場において、当社の治療と科学的専門知識と品質、評判、柔軟性、対応、価格、イノベーション、世界的な受容能力に基づいて競争を展開しています。当社の目標は、参入するそれぞれの市場においてリーダーとなることです。

当社は、公平で活気ある競争を重要であると考えます。世界中のあらゆる地域での事業活動に適用される米国の独占禁止法を含む、適用されるすべての独占禁止法と競争法を完全に順守します。

私たちは、協定価格、不公平な制約を受ける取引、または競合他社の市場からの締め出しと見受けられる活動には一切関与してはなりません。そのため、価格、顧客、販売条件、市場の配分、領域、市場戦略、顧客ボイコット、生産またはサービスの制限、その他の競争的情報に触れる競合他社との通信を回避する必要があります。

業界の会議に出席する場合、オフリミットと分かっている話題について競合相手と会話しないように注意してください。これらの事柄に関する会話を誰かが始めたら、会話を直ちに終了し、できるだけ早くコンプライアンス担当室に連絡してください。

私たちは競合他社について虚偽あるいは誤解を招く言及をしてはなりません。また、顧客、競合他社、その他の情報源から競合他社に関する機密情報または専有情報を取得するために、不正な手段を使ってはなりません。新採用の社員、他の会社のコンサルタントまたは行政機関の職員であった者は、前の雇用主から、あるいは政府または他の会社のために行った業務を通じて取得した機密情報または専有情報を、チャールス・リバーの業務において使用または共有してはなりません。

Q&A

Q: 競合他社に関する機密の専有情報を含むメールを顧客から受け取りました。その競合他社は、顧客との新プロジェクトに関してチャールス・リバーと競っています。私はその競合他社の情報を誤って受け取ったものと考えます。どうしたら良いでしょうか？

A: できるだけ早くコンプライアンス担当室に連絡してください。あなたに誤って送信された情報への対処方法に関するガイダンスを提供してくれます。その間、競合他社の情報の使用と他者との共有は行わないでください。

政府との契約

当社の事業は政府機関と多大な関わりを持って行われています。最高度の高潔さをもってすべての顧客との取引を行います。政府と取引を行う場合には特別な規則が適用されます。政府の調達に関する法律に違反すると、チャールス・リバーは甚大な罰則を被ることになり、会社と個人の社員が犯罪に問われることすらあり得ます。他の要件の中でも特に、当社が政府に提出する請求書は、正確かつ完全であり、適用される調達規定に従う必要があり、さらに、政府機関のためのすべての表明と証明において、真実かつ正確でなければなりません。さらに、以下の基本的規則に従う必要があります。

- 他の会社の入札または提案に関する情報、非公開の政府筋の選択情報、あるいはその他の専有情報または機密情報を要求あるいは使用しない。
- 企業法務部の書面による事前承認がない限り、政府の顧客には贈り物、心付け、接待の申し出または提供を行わない。本規範の「適切な贈り物と接待」、「贈収賄と腐敗の防止」の項も参照してください。
- 政府と政府の請負業者との取引を望む者からの贈り物またはリベートに対する制約に従う。主要請負業者からの下請、あるいは好都合な計らいを得るために、いかなる種類の報酬（金銭、手数料、歩合、クレジット、贈り物、心付けなど）も授受しない。
- 下請業者がその製品とサービスを政府に直接販売することを制約しようとしなない。
- 各契約の特定の要件、そして契約の中で参照される法律と規制に厳重に従う。
- すべての表明と証明において、常に真実、正確、完全である。
- 就業した時間分を正確に請求することを含め、すべての費用が正しく課されて記録されていることを確認する
- 企業法務部に事前に相談することなく、現役または過去の政府職員と雇用またはコンサルティングの機会について協議してはならない
- 政府との契約に関連する詐欺、利益相反、贈収賄、不適切な贈り物または心付け、虚偽または不適切な請求に関与する法律違反の疑いは、直ちにコンプライアンス担当室またはチャールス・リバー・ヘルプラインに開示されなければならない。

政府との入札契約あるいは製品またはサービスの提供に関与している社員、あるいはその他の政府との契約の管理または遂行に携わっている社員には、政府との契約に関するすべての規則、規定、当社方針を理解して従うことが求められます。質問がある場合は、コンプライアンス担当室にお問い合わせください。

国際的な取引の規制、禁止、制限

わたしたちは、国際的な同意と協定、さらに、当社のグローバル事業に適用される国家、地域、現地の法律と規定に従う必要があります。これには、仲介人と研究施設における動物への人道的な待遇、ケア、取扱いに関連して要求される証明、基準、手順、記録が含まれます。さらに、特定の国、組織、人々との取引を禁じる法律および国際的ボイコットへの当社の参加に関する法律を含む、物品、サービス、テクノロジーの輸出入に関わるその他の法律への順守も含まれ

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

ます。これらの法律の対象となり得る国際的な活動に関与している場合、あるいは該当する要件に関する質問または懸念事項がある場合には、コンプライアンス担当室に相談してください。また、通商禁止国または特定国家 (SDN) として知られる個人と組織との取引は、事前に企業法務部により審査されなければなりません。これらの国と国民のリストは変更する可能性があるため、当社が最近取引を行っていない国で取引を行う前に、コンプライアンス担当室に確認してください。詳細は、「贈収賄防止の方針」をご覧ください。

Q&A

Q: 私の国では、現地法が規範に記載される規則と異なります。どうしたら良いでしょうか？

A: 規範の要件と特定の地域の法律または慣行が食い違う場合、マネージャーまたは企業法務部に相談して、適切な行動を判断してください。

該当する通商の禁止と制限を順守するため、すべての国際取引の正確な記録をつける必要があります。製品を販売または出荷する、テクノロジーをある国から他の国へ転送する、あるいは物品等を輸入する場合、私たち一人ひとりが、すべての会社方針と手順に従う必要があります。さらに、税関担当者あるいは輸出入の促進に関与する者に提出する情報は、正確かつ真実でなければなりません。

政治活動、ロビー活動、および政府の照会と調査

- 政治活動とロビー活動

チャールス・リバーは、政治的な献金と活動を規制する多くの法律を順守します。法律が政治献金を認めている場合であっても、状況によっては、政治献金と活動は疑いの目で見られる可能性があることから、チャールス・リバーは、当社の最高経営責任者、最高財務責任者、および法務顧問の事前承認がない限り、いかなる政党、公職者、公職の候補者にも資金援助または支援を行いません。

さらに当社は、国会議員あるいは立法または政権に影響する人物との接触を規制する法律を順守します。業務がこの種の接触や活動に関与する場合、コンプライアンス担当室に連絡し、開示または他の規則が適用されるか判断してください。

チャールス・リバーは、社員が私的な時間を使って個人的な政治活動への関与を支持し、社員が自分の名前で個人政治献金を尊重します。当社は、直接・間接を問わず、個人的な政治献金への払戻しを行うことはありません。

政治献金と活動に関する詳細は、「贈収賄防止の方針」を参照するか、法務顧問に問い合わせてください。

- 政府の照会と調査への協力

当社は、政府機関または事業体から照会を受け取ることが時々あります。これには、情報の要請、調査の通知、召喚状に対するサービスが含まれます。このような場合には、全面的に協力し、系統だった形式で応答することが重要です。

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

当社の通常業務から外れる政府の照会を受領した場合は、できるだけ早く企業法務部まで連絡してください。すべての状況において、これらの照会に応じて当社が提供する情報は、正確かつ真実でなければなりません。

その他の情報

承認と再確認

すべての社員と取締役には、規範を確認して、規範を読んで理解したことを承認して署名し、規範に策定される基準への厳格な順守に同意することが求められています。年に一度あるいは要請に応じて、管理職、取締役、その他の社内の役職に応じて選択された社員には、規範への順守を示す再確認の表明に署名することが求められる場合があります。規範に記載される内容について質問がある場合、直属のマネージャーまたはコンプライアンス担当室に相談してください。

改正と免責

当社は、企業の発展のため、また準拠法、およびベストプラクティスに対応するため、時々規範の改正を行います。それらの改正が当社社員の行動を規制し、影響を与える行動の基準を確立することから、定期的に規範を見直して改正を認識する責任が社員にあります。コンプライアンス担当室と法務顧問は、チャールス・リバー取締役会のコーポレートガバナンスおよび指名委員会の監督下で、この規範を施行して説明する主な権限を有し責任があります（比較的重要ではない改正の承認を含む）。会計、内部会計統制、あるいは監査に関しては、監査委員会の責任になります。規範への重要な改正は、チャールス・リバー取締役会により承認された上で公表されます。

Charles River Laboratories International, Inc.の執行役員あるいは取締役ではない社員に対する規範の条項の免責は、法務顧問またはコンプライアンス担当室によってのみ行われることができます。Charles River Laboratories International, Inc.の執行役員あるいは取締役に対する規範の条項の免責は、コーポレートガバナンスおよび指名委員会により付与され、速やかに当社の株主に開示されなければなりません。

倫理とコンプライアンスのためのリソース、およびその他の重要な連絡先

チャールス・リバーには、問題を話し合う、あるいは懸念事項を報告するためのオプションが数多く用意されています。本規範で参照している諸方針は、
<http://iconnect.criver.com/compliancepolicies> からご覧いただけます。

連絡先と連絡先情報	連絡の理由
チャールス・リバーのいずれかのマネージャー	提案された行動が法律と規範に沿うものかどうかについて話し合う、またはチャールスリバーにおける法へのコンプライアンスまたは倫理的行動に関して質問または懸念事項を提起する。
現地の人事部または本社人事部 1-781-222-6000	雇用における差別と嫌がらせに関する懸念を含む人事関連の問題と懸念事項について話し合う、既存あるいは過去の社員に関連する照会に対処する（ニュースメディアからの物を除く）。
内部監査 1-781-222-6235	当社の帳簿と記録の誠実さに関連する質問と懸念事項について話し合う
法務顧問または企業法務部 1-781-222-6000	法のコンプライアンス、または行政機関からの情報の報告要請、あるいは訴訟、法的申し立て、または政府の問い合わせまたは調査に関する要請または文書の受理に関して助言を求める。政府の要職者とそのスタッフとの会議を含む、公務員または選出された役人との取引の調整。
コンプライアンス担当室 1-781-222-6273 または compliance@crl.com	法へのコンプライアンスまたは倫理に関する問題や懸念事項について話し合う。法律または規範への違反の疑いについて報告する。
チャールス・リバー・ヘルプライン ウェブサイトのアドレスとフリーダイヤルの電話番号は、次のページに記載されています。	法的に認められる地域では匿名のまま、チャールス・リバーにおけるコンプライアンス、詐欺、安全、不適切な行動に関する問題について伝達する。
インベスターリレーションズ（IR）部	証券アナリストを含む投資コミュニティからの質問に対処する。

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

1-781-222-6190	
広報部 1-781-222-6168	メディアからの質問と広報の要請に対処する。
情報技術（IT）部 1-781-222-7000 または 8556	チャールス・リバーのための業務で使用されるコンピュータ、情報リソース、電子機器のセキュリティに関連する問題を報告する。
チャールス・リバー取締役会のコーポレート・ガバナンスおよび指名委員会	当社の取締役会と執行役員に関する倫理とコンプライアンスの問題に対処する。

チャールス・リバー・ヘルプライン

チャールス・リバー・ヘルプラインは、

<https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/7590/index.html> から利用できます。また、毎日 24 時間利用可能な、以下のフリーダイヤルの番号からもチャールス・リバー・ヘルプラインにアクセスできます。

- 1-866-294-3699 (米国内およびカナダの英語使用者向け)
- 1-855-350-9393 (カナダのフランス語使用者向け)
 - 電話は英語で、通訳の手配をする間、少々お待ちくださいとの録音済みの音声流れます。待ち時間は 1~3 分ほどです。この間、電話を切らずにお待ちください。
- 米国またはカナダ以外の国から電話を掛けている場合、次の手順に従ってください。
 - 国のダイレクトダイヤルアクセス (以下のリストを参照) にダイヤルします。
 - 音声による指示が聞こえたら、866-294-3699 にダイヤルします。
 - 電話は英語で対応します。他の言語で電話を続けるには：
 - あなたの言語を伝え、通訳を依頼します。
 - 通訳の手配には 1~3 分ほどかかります。
 - この間、電話を切らずにお待ちください。

オーストラリア	Optus 1-800-551-155 Telstra 1-800-881-011
ベルギー	0-800-100-10
ブラジル	
中国	南部 108-11 南部 – 標準中国語オペレーター 108-10 中国南部には以下が含まれます。上海、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、湖北、湖南、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット自治区、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆自治区
フィンランド	
イギリス	C&W 0-500-89-0011 ブリティッシュテレコム 0-800-89-0011
フランス	0-800-99-1011 0-800-99-1111 0-800-99-1211 フランステレコム 0-800-99-0011 パリのみ

詳細は www.criver.com/compliance をご覧ください。

チャールス・リバー行動倫理規範

	テレコム・ディベロップメント 0805-701-288
ドイツ	0-800-225-5288
ハンガリー	06-800-011-11
インド	
アイルランド	1-800-550-000 UIFN 00-800-222-55288 北アイルランド 0-800-89-0011
イスラエル	
イタリア	800-172-444
日本	NTT 0034-811-001 KDDI 00-539-111 ソフトバンクテレコム 00-663-5111
韓国	
メキシコ	001-800-462-4240 01-800-288-2872 スペイン語のオペレーター 001-800-658-5454 Por Cobrar スペイン語 01-800-112-2020
オランダ	0800-022-9111
フィリピン	
ポーランド	0-0-800-111-1111
スコットランド	C&W 0-500-89-0011 ブリティッシュテレコム 0-800-89-0011
シンガポール	
スペイン	900-99-0011
スウェーデン	

索引

インサイダー取引
コミュニケーションのためのシステム
コンピュータとその他の電子機器
ソーシャルメディア
ソーシャルメディアを使ったコミュニケーション
チャールス・リバー・ヘルプライン
チャールス・リバーによるシステムとコンテンツの監視
チャールス・リバーの資産
チャールス・リバーの資産の個人的な使用
データ保護
バイオセキュリティ
マーケティングと広告資材
メディアとのコミュニケーション
リポート
ロビー活動
事業と企業の機会
人道的取扱いへのイニシアチブ
個人のデータとプライバシー
個人または家族との関係（「利益相反」参照）
倫理とコンプライアンスのためのリソース
公務員
内部情報
内部統制
凶器
利益相反
利益相反の開示
動物、人道的な取扱い
匿名の報告
取引に関する方針
取締役と役員を受託者義務
商標
国際取引と通商
執行部の責任を記録する
報復
報復禁止、取り組み
嫌がらせ
専有情報
差別
市場専門家、投資家とのコミュニケーション
情報セキュリティ
情報とコミュニケーションのためのシステム
懲戒処分
懸念事項を提起する
政府との契約
政府の照会と調査
政治的な活動と献金
暴力と暴力の脅威
業務記録
業界の会議
機会均等
機密情報
注意深いコミュニケーション
特許
独占禁止法と競争法
環境上の規制と持続可能性
盗難
知的所有権
社外での仕事（「利益相反」参照）
社外と取締役会での任務（「利益相反」参照）
競争法と独占禁止法
競合他社、やり取りに関する制約
競合他社の情報
職場の安全
腐敗と腐敗行為
著作権
財務記録
賄賂と贈収賄
贈り物と接待
通商の禁止と制限
違法薬物
重要な内部情報
重要な内部情報のヒント
金融資産
金銭的利益（「利益相反」参照）
電子システムと機器
電子メールによるコミュニケーション